

第2節 災害対策本部

第1 災害対策本部の設置・廃止

1 災害対策本部の設置

市域内で震度5弱以上の地震が発生したときは、自動的に市役所に災害対策本部を設置する。また、震度5弱未満でも被害の状況によって、市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の廃止

災害発生のおおむね完了し、災害対策本部による対策の必要がなくなったときは、災害対策本部を廃止する。

3 災害対策本部設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、次により通知する。

通知又は公表先	通知又は公表の方法	担 当
本 部 職 員	庁内放送、防災同報無線、電話その他迅速な方法	総務対策部の総括班及び 情報班
防 災 会 議 構 成 機 関	防災同報無線、電話その他迅速な方法	
石 狩 支 庁	電話、道防災無線その他迅速な方法	
陸上自衛隊第11普通科連隊	防災同報無線、電話その他迅速な方法	
航空自衛隊第2航空団	〃	
報 道 機 関	電話その他迅速な方法	
市 民	防災同報無線、広報車による広報、テレビ、ラジオその他迅速な方法	
その他必要と認める機関	防災同報無線、電話その他迅速な方法	

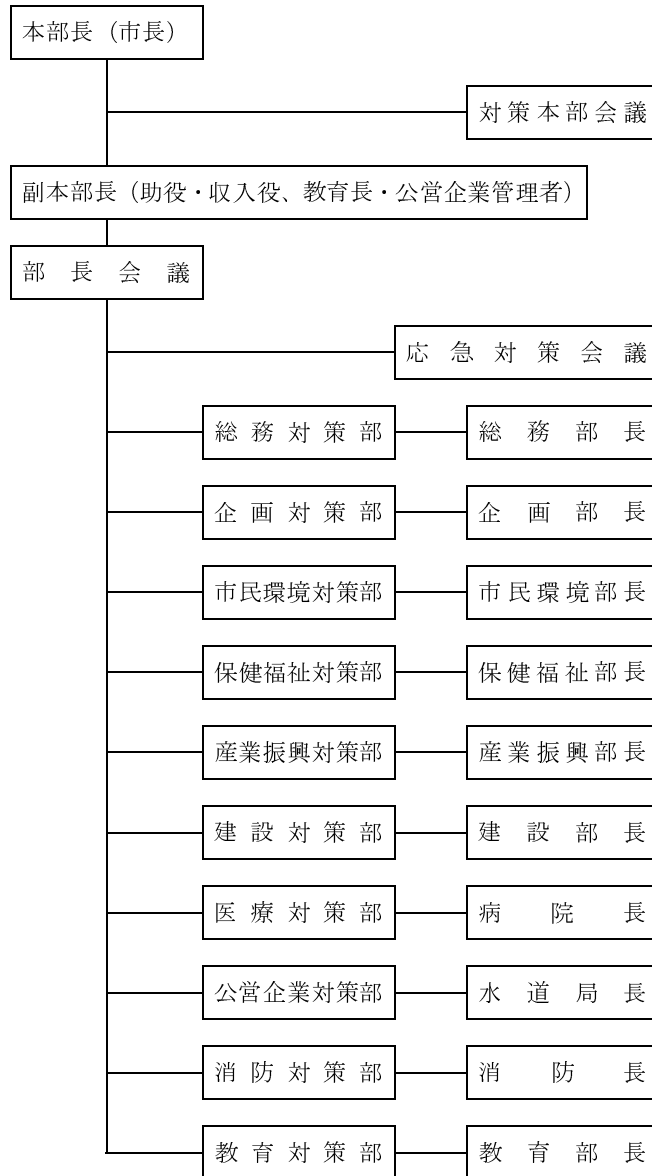
4 現地対策本部の設置及び廃止

被災地付近における応急活動の必要が生じた場合、現地対策本部を設置することができ、現地の応急対策を終了したときに廃止する。現地対策本部長及び現地対策本部の職員は、本部長が指名した者とする。

5 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 災害対策本部の組織



(2) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部の所掌事務は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○千歳市災害対策本部編成及び所掌事務

6 災害対策本部の設置及び指揮権限の委任

災害対策本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順位によりその権限を委任したものとする。

第1順位 助役 第2順位 収入役 第3順位 教育長 第4順位 公営企業管理者

7 災害対策本部の運営

(1) 応急対策会議

応急対策会議は、助役、収入役、教育長、公営企業管理者、総務部長、企画部長、市民環境部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設部長、消防長、水道局長及び教育部長をもって構成し、次の事項について協議のうえ、市長に建議する。

ア 災害対策本部の設置・廃止及び移行に関すること。

- イ 災害対策本部の配備体制に関すること。
- ウ その他災害対策に関する重要事項に関すること。

(2) 部長会議

部長会議は、本部長、副本部長及び各対策部長をもって構成し、本部長が招集する。部長会議は、次の事項について協議する。

- ア 災害対策活動の基本方針に関すること。
- イ 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項
- ウ その他本部長が必要と認める事項

(3) 対策本部会議

対策本部会議は、本部長、副本部長、各対策部長及び防災関係機関等の要員をもって構成し、次の事項について協議する。

- ア 災害対策活動の基本方針の周知に関すること。
- イ 防災関係機関等の災害予防、災害応急対策活動等の実施に関すること。
- ウ その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(4) 会議事項の周知

各対策部長は、会議内容を班長に直ちに周知するとともに、部員を指揮し、防災活動を円滑に推進する。

第2 職員の動員・配備

1 非常配備の基準

災害が発生した場合あるいは発生の恐れがある場合には、非常配備の体制をとる。非常配備の種類と配備内容については、次のとおりとする。

なお、夜間・休日等執務時間外に震度5弱以上の地震が発生し、職員が所属先に参集できない場合には、居住地に近い避難所に自主的に参集し、初動活動を実施しながら災害対策本部の指示を仰ぐものとする。

非常配備の基準

種 別	配備基準・内容	活 動 要 領
第1非常配備	震度5弱以上の地震により、災害及び事故が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合、災害情報収集、関係機関との連絡調整等災害応急活動のための諸準備及び災害応急活動を開始するとともに、第2非常配備へ移行できる体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・総務対策部総括班長は、関係機関と連絡をとり災害又は事故の情報を収集し、第1非常配備の職員に周知徹底するとともに、必要により、本部活動を円滑にするため、応急対策会議及び部長会議の開催について具申する。 ・情報の通知を受けた関係部長及び班長は、所掌事務に基づき、情報に即応した措置を講ずるとともに、その状況を逐次本部長に報告する。 ・第1非常配備につく職員の数、状況により本部長判断で増減することがある。
第2非常配備	震度5強以上の地震により、災害及び事故が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合や、市長が必要と認めた場合は第2非常配	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の活動を円滑にするため、必要に応じ部長会議及び対策本部会議を開催する。 ・各対策部長及び班長は、情報の収集、伝達体制を強化する。

	備をもって直ちに災害応急活動を開始し、第3非常配備に移行できる体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> 各対策部長は、所掌事務に応ずる措置を講ずるほか、次の措置をとり、その状況を総務対策部長に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 装備、物資、資機材等を点検して必要に応じ被災地又は被災予想地区へ配備する。 ② 関係班及び災害対策に関する外部機関との連絡を密にして活動体制を整備する。
第3非常配備	第1・第2非常配備以上の災害が発生した場合、また、市長が必要と認めた場合は第3非常配備をもって災害応急活動を行う。	・災害対策本部の全員をもって、各部ともあらかじめ定められた所掌事務により活動体制を整備し、迅速に処置するものとする。

2 災害対策本部配備要員

災害対策本部の配備要員は、非常配備の基準に応じて第1非常配備から第3非常配備までとし、次に掲げる者をもって充てる。

第1非常配備	第1非常配備要員は、次の者をもって充てる。		
	総務対策部	本部	総務部長、次長
		総務班	総務課長その他の総務課員
		総括班	渉外・防災課長その他の渉外・防災課員
		情報班	行政管理課長その他の行政管理課員、情報推進課長その他の情報推進課員
		職員班	職員課長その他の職員課員
		支所班	向陽台支所長、東部支所長、支笏湖支所長
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	企画対策部	本部	企画部長、次長
		企画班	企画課長その他の企画課員
		広報広聴班	広報広聴課長その他の広報広聴課員
		秘書班	秘書課長その他の秘書課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	市民環境対策部	本部	市民環境部長、次長
		市民生活班	市民生活課長その他の市民生活課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	保健福祉対策部	本部	保健福祉部長、次長
		救援班	福祉課長その他の福祉課員

		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
産業振興対策部	本 部	産 業 班	産業振興部長、次長
		商工観光班	商工労働課長その他の商工労働課員、観光振興課長その他の観光振興課員
		農 林 班	農林振興課長その他の農林振興課員
		耕 地 班	農村整備課長その他の農村整備課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
建設対策部	本 部	建 設 班	建設部長、次長
		管 理 班	道路管理課長その他の道路管理課員、事業庶務課長その他の事業庶務課員、用地課長その他の用地課員
		土 木 班	道路建設課長その他の道路建設課員、都市整備課長その他の都市整備課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
医療対策部	本 部	医 療 班	病院長、副院長
		医療庶務班	事務局長、次長、総務課長その他の総務課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
公営企業対策部	本 部	企 業 班	水道局長、次長
		業 務 班	総務課長その他の総務課員、施設管理課管理係員、浄化センター長その他の浄化センター員
		水 道 班	水道課長その他の水道課員、施設管理課長と給排水係員・維持係員、浄水課長その他浄水課員
		下 水 道 班	下水道課長その他の下水道課員
消防対策部	本 部	消 防 班	消防長、次長、消防署長
		警 防 班	警防課長その他の警防課員
		警 備 班	警備1課長、警備2課長、消防署員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
教育対策部	本 部	教 育 班	教育部長、次長
		教育総務班	学校教育課長その他の学校教育課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
第2非常配備	第2非常配備要員は、次の者をもって充てる。		
	総務対策部	本 部	総務部長、次長
総 務 班		総務課長その他の総務課員	

	総括班	渉外・防災課長その他の渉外・防災課員、主幹
	情報班	行政管理課長その他の行政管理課員、情報推進課長その他の情報推進課員
	職員班	職員課長その他の職員課員
	財政班	財政室長、次長、財政課長その他の財政課員、契約管財課長その他の契約管財課員
	調査班	税務課長その他の税務課員、納税課長その他の納税課員
	支所班	向陽台支所長、東部支所長、支笏湖支所長
企画対策部	本部	企画部長、次長
	企画班	企画課長その他の企画課員
	避難班	まちづくり推進課長その他のまちづくり推進課員、空港・基地課長その他の空港・基地課員、国際交流課長その他の国際交流課員
	広報広聴班	広報広聴課長その他の広報広聴課員
	秘書班	秘書課長その他の秘書課員
市民環境対策部	本部	市民環境部長、次長
	市民生活班	市民生活課長その他の市民生活課員、市民課長その他の市民課員、国保医療課長その他の国保医療課員、男女共同参画推進課長その他の男女共同参画推進課員
	その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
保健福祉対策部	本部	保健福祉部長、次長
	救援班	福祉課長その他の福祉課員、高齢者支援課長その他高齢者支援課員、障害者支援課長その他の障害者支援課員、児童家庭課長その他の児童家庭課員、保育課長その他の保育課員、こども療育課長その他のこども療育課員
	その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
産業振興対策部	本部	産業振興部長、次長
	商工観光班	商工労働課長その他の商工労働課員、観光振興課長その他の観光振興課員、公設卸売市場長その他の公設卸売市場員、企業振興課長その他の企業振興課員、科学技術振興課長その他の科学技術振興課員、開発振興課長その他の開発振興課員
	農林班	農林振興課長その他の農林振興課員
	耕地班	農村整備課長その他の農村整備課員

	建設対策部	本部	建設部長、次長
		管理班	道路管理課長その他の道路管理課員、事業庶務課長その他の事業庶務課員、用地課長その他の用地課員
		土木班	道路建設課長その他の道路建設課員、都市整備課長その他の都市整備課員
		建築班	建築課長その他の建築課員、住宅課長その他の住宅課員、営繕課長その他の営繕課員
	医療対策部	本部	病院長、副院長
		医療庶務班	事務局長、次長、市立市民病院職員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	公営企業対策部	本部	水道局長、次長
		業務班	総務課長その他の総務課員、施設管理課管理係員、浄化センター長その他の浄化センター員
		水道班	水道課長その他の水道課員、施設管理課長と給排水係員・維持係員、浄水課長その他浄水課員
		下水道班	下水道課長その他の下水道課員
	消防対策部	本部	消防長、次長、消防署長
		警防班	警防課長、警防課員
		警備班	警備1課長、警備2課長、消防署員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	教育対策部	本部	教育部長、次長
教育総務班		学校教育課長その他の学校教育課員	
その他の班		災害及び事故の状況により、当該部長が定める。	
第3 非常配備	第3 非常配備要員は、本部員全員をもって充てる。		

3 災害対策本部の活動要領

(1) 第1 非常配備体制下の活動要領は、次のとおりとする。

- ア 総務対策部総括班長は、関係機関と連絡をとり災害又は事故の情報を収集し、第1 非常配備体制の職員に周知・徹底するとともに、必要により本部活動を円滑にするため、応急対策会議及び部長会議の開催について具申する。
- イ 情報の通知を受けた関係部長及び班長は、所掌事務に基づき、情報に即応した措置を講ずるとともに、その状況を逐次本部長に報告する。
- ウ 第1 非常配備につく職員の数は、状況により本部長判断により増減することがある。

(2) 第2 非常配備体制下の活動要領は、次のとおりとする。

- ア 本部の活動を円滑にするため、必要に応じ部長会議及び対策本部会議を開催する。
- イ 各対策部長及び班長は、情報の収集、伝達体制を強化する。
- ウ 各対策部長は、所掌事務に応ずる措置を講じるほか、次の措置をとり、その状況を総務対策

部長に報告する。

ア) 装備、物資、資材、機器材等を点検して、必要に応じ被災地又は被災予想地区へ配置する。

イ) 関係班及び災害対策に関係ある外部機関との連絡を密にして活動体制を整備する。

③ 第3 非常配備体制下の活動要領は、次のとおりとする。

災害対策本部の全員をもって、各部ともあらかじめ定められた所掌事務により活動体制を整備し、迅速に処置する。